

Title	〔最高裁判事例研究 四三一〕 平二三3 <1事件> 1 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定の有無の判断基準 2 大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ての適否 (最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定) <2事件>複数店舗に預金債権があるときは預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする旨の方式による差押命令の申立てと差押債権の特定(積極)(東京高裁平成二三年一〇月二六日決定)
Sub Title	
Author	春日, 偉知郎(Kasuga, Ichiro) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.8 (2012. 8) ,p.31- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120828-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 四三一〕

平二三三

〈1事件〉

1 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定の有無の判断基準

2 大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ての適否

最高裁判平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（平成二三年（申）第三四号）債権差押命令申立て却下決定に対する許可抗告事件）民集六五卷六号二七一〇頁、判例時報二二二九号四一頁

抗告棄却

原々審東京地裁平成二三年四月二八日決定

原審東京高裁平成二三年六月六日決定

〈2事件〉

複数店舗に預金債権があるときは預金債権額合計の最も

大きな店舗の預金債権を対象とする旨の方式による差押命令の申立てと差押債権の特定（積極）

東京高裁平成二三年一〇月二六日決定（平成二三年（ワ）一八七六号）債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件）判例時報二二二〇号四頁

取消（確定）

原審東京地裁平成二三年八月二六日決定

〈1事件〉

〔事実〕

Xは、XのYに対する金銭債権についての債務名義に基づく強制執行として、YがZ₁、Z₂（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行）及びZ₄（ゆうちょ銀行）に対して有する預貯金債権の差押えを求める申立てをした。その際、Xは、YのZ₁、Z₂に対する預金債権については、それぞれの取扱店舗を一切限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」との順位付けをする方式により、

また、YのZ₁に対する貯金債権については、全国の貯金事務センター（一箇所の貯金事務センター及び沖繩の貯金事務管理部）を全部列挙して、「複数の貯金事務センターの貯金債権があるときは、別紙貯金事務センター一覧表の番号の若い順序による」という順序付けをする方式により、差押債権を表示した（以下、こうした方式を「全店一括順位付け方式」という。）。

原々審、原審ともに、このような申立ては、民事執行規則一三三条二項に規定する差押債権の特定を欠く不適法な申立てであるとして、その申立てを却下すべきものとしたため、Xが許可抗告をした。

〔決定要旨〕

抗告棄却。

「民事執行規則一三三条二項は、債権差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならぬと規定している。そして、債権差押命令は、債権者に対し差押債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、第三債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし（民事執行法一四五条一項）、その効力は、差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ（同条四項）、差押えの競合の有無についてもその時点が基準とな

る（同法一五六条二項参照）。

これらの民事執行法の定めに鑑みると、民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当で（中略）ある。債権差押命令の送達を受けた第三債務者において一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても、その識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないこととなり、第三債務者はもとより、競合する差押債権者等の利害関係人の地位が不安定なものとなりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容することはできない。

本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金

債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるといふことはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法といふべきである。」

なお、田原睦夫裁判官の補足意見がある。差押えの効力の発生と第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでのタイムラグが拡大することによって、債務者、第三債務者のみならず、競合する差押債権者の地位をも不安定にすること指摘し、法廷意見を敷衍するものである。

〔2事件〕

〔事実〕

Xは、XのYに対する不当利得返還請求権（合計二四一万余円）についての債務名義に基づいて、YがZないしZ₁（いずれも銀行）に対して有する預金債権の差押えを求める申立てをした。その際、Xは、本件差押債権を、Z₁につき六〇万円、Z₂につき六一万九一七四円、Z₃につき六〇万円、Z₄につ

き六〇万円と割り付けた上で、以下の順序に従い、頭書金額（前記割付額）に満つるまでとした。すなわち、「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と記載し（以下、こうした方式を「預金額最大店舗指定方式」という）、当該店舗に預金債権が複数存在する場合には、同一店舗の複数の預金債権を差し押さえる場合の申立書の差押債権の記載と同様に、①差押えない預金と差押えのある預金については、前者・後者の順序、②円貨建預金と外貨建預金については、前者・後者の順序、③数種の預金については、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、普通預金、別段預金、当座預金の順序、④数口の同種の預金については、口座番号の若い順序、⑤口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順によると記載していた。

本件申立てに対して、執行裁判所は差押債権の特定を欠くとしたため、執行抗告がなされ、本決定は、差押債権の特定に欠けることはないとした（確定）。

〔決定要旨〕

「本件申立ては、『預金額最大店舗指定方式』を表示したものであり（前記の方式―筆者）、大規模な金融機関である各

第三債務者のすべての店舗を対象に含むものではあるが、預金債権額合計の最も大きな店舗（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗）が決まりさえすれば、その後の処理は、第三債務者の複数の店舗のうちの一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合（これを「支店名個別特定方式」という。）と同様になる。すなわち、預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、支店名個別特定方式（これが執行実務において一般的に採用されているものであることは、当裁判所に顕著である。）による場合に比し、当該金融機関の店舗の中で預金債権額合計の最も大きな店舗を特定する作業（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗を特定する作業が加わる。）及び第三債務者の本店に送達された債権差押命令の写しを当該店舗にファクシミリ等により転送する作業が加わるだけであって、全店一括順位付け方式のように、先順位の店舗の預金債権のすべてについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生じる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明せず、それまでの間第三債務者が不安定な状態に置かれることはない。そうすると、預金額最大店舗指定方式における差押債権が特定を欠くかどうかは、上記作業のため

に第三債務者がどの程度の時間及び労力を要するかにより判断されることになる。

（中略）預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される。その上、本件の第三債務者らのような我が国を代表する金融機関においては、すべての店舗を通じて預金口座の有無及び残高等の顧客情報を管理するシステムが確立していると一応認められること（疎甲六〇八参照）に照らすと、預金額最大店舗指定方式は、『債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの』と解するのが相当である。なお、第三債務者らにおいて、これができないというのであれば、本決定に対する抗告をし、上記の作業にどの程度の時間及び労力を要するかを具体的に主張立証することにより、本決定の取消しを求めることが可能である。」

なお、本決定は、債権者が金融機関に対して弁護士法二三条の二に基づく照会をしたが、第三債務者らが、相手方の同意がないことなど正当と認めたい理由により、相手方名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にあったこと

も理由としてあげている。

〔評釈〕

1 決定については、若干の留保を付して賛成する。また、2 決定については、基本的に賛成する。

一 本決定の意義

1 決定は、最高裁が、①債権差押命令の申立てにおいて、差押債権の特定の有無についての判断基準を示すとともに、②大規模な金融機関を第三債務者とする「全店一括順位付け方式」により、差押債権を表示した申立ては、この判断基準に照らして、差押債権の特定を欠く不適法なものである、と判断した初めての決定である。全店一括順位付け方式による預貯金債権の差押命令の申立ての適否をめぐる問題について一定の決着をつけ、今後の指針となる点において、重要な意義を有する決定であると考えられる。

また、2 決定は、上記最高裁の判断基準を踏まえた上で、なお、「預金額最大店舗指定方式」による申立てについて差押債権の特定に欠けるところはない、との判断を示したものであり、1 決定の事例とは異なる方式による債権差押命令の申立てについて債権の特定を肯定した理由を詳細に

述べている点において、意義を有するものである。

二 問題の所在

(a) 民事執行規則一三三条二項及び民事保全規則一九条二項は、債権の差押え及び仮差押えの申立てに当たり、その対象となる債権について、「債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項」を明らかにすることを要求している。このように差押債権の特定が求められるのは、執行裁判所がその債権について被差押適格（民法一四六条二項、一五二条）の有無を判断することを可能にすること、差押命令を受けた債務者及び第三債務者が処分禁止及び弁済禁止の効力（同法一四五条一項）の及ぶ範囲（債権者の取立権能の範囲）を認識可能にすること、にある¹⁾。しかし、他方で、差押債権者に対して他人間の債権関係について知悉することを求めたとしても、それは期待不可能なことであって、したがって、差押債権の特定について過度な要求をすることは、結局は執行擱取を頓挫させることになり、債務名義の取得を無意味にしてしまう。そのため、本件における銀行預金債権などを含めて、差押債権に関して、差押命令の申立て時点における特定を緩和し、間接的特定や概括的特定も許されるとされている²⁾。

(b) 本件 1 事件では、銀行等の複数の店舗の預貯金債権に対する差押命令の申立てについて、差押債権者は、これらの店舗に順位を付けて、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めており（全店一括順位付け方式）、まさに上記の差押債権の特定の緩和の問題が焦点となっている。ここでは、一方で差押債権者の迅速な債権回収の利益を、また、他方で債務者・第三債務者の危険（債務者にとっては差し押さえられていない債権の行使が事実上不可能になるおそれがあり、また第三債務者にとっては、二重弁済と債務不履行責任とのいずれかの危険を選択しなければならぬ事態を生じる）を考慮しなければならず、両者の利害調整のなかで適正・迅速な債権執行の実現を図る必要がある。

(c) なお、前述したように、本件 1 事件では、全店一括順位付け方式の適法性が問題となっており、この方式は、差押債務者の預金債権が第三債務者の複数の店舗に存する場合に、店舗間に順位を付けて、請求債権に満つるまで当該預金債権を差し押さえるという方式である点に特徴がある⁽³⁾。ただ、こうした方式以外にも別の方式、すなわち、本件 2 事件にあるように「預金額最大店舗指定方式」もある

し、この他に、店舗別（又は支店別）預金債権限定方式による差押命令の申立てもあり、この後者については、差押債権の特定について問題を生じないとされている⁽⁴⁾。そこで以下では、前二者を対象として、上記の視点を中心にして検討を試みてみたい。

三 裁判例

(1) 実務上の取扱

検討に先立って、これまでの実務上の取扱いについて眺めておきたい。まず、東京地裁民事執行センターは、金融機関の本店営業部及び一の支店又は出張所に順位付けをした預金債権に対する差押えを認めた東京高決平成二三年一月一日（金法一九一八号一〇九頁）、全店舗に順位付けをした預金債権に対する差押えを認めた東京高決平成二三年一月二日（金法一九一八号一一八頁）とは反対に、「当センターでは、一貫して取扱店舗の特定を要するとの見解（「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金法一七六七号二六頁（二〇〇六年四月））に基づいて運用していたため、その却下決定に対する執行抗告が頻発することとなりました。」とした上で、本件最高裁決定を引用し、「大規模な金融機関の全店舗を

対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ての事案についての判断ではありませんが、その内容に照らし、現時点において、預貯金債権の差押えに当たり、一般的に取扱店舗ごとに差押債権額の割付けを求めるときセンターの運用を変更すべき点はないと考えております。」と述べている。⁽⁵⁾

また、大阪地裁第一四民事部（執行部）においても、「支店順位方式による差押えがされた場合、ある店舗で扱う預金債権が差し押さえられたか否かを判断するためには、差押金額として表示された金額に満つるまでの限度でそれより上位の店舗における預金債権の総額が判明していることを要し、第三債務者たる銀行において、複数店舗にわたり預金債権を検索する必要が生じる。各銀行において、このような検索を行った上で差押命令に対応できるだけの体制が備わっているかは必ずしも明らかではなく、かかる申立てには大きな問題があると認識している。また、上記の肯定例と同じ時期に、支店順位方式による申立てを否定する東京高裁決定（平成二三年三月三十一日決定・金判一三六五号四〇頁）も出されており、高裁レベルでも依然として判断は分かれている。これらの事情に照らし、当部では、取扱店舗ごとに差押債権額を割り付けた申立てのみを認め

るとの扱いを維持しており、支店順位方式による申立てを認めた例はない。」としている。⁽⁶⁾

以上から、執行裁判所レベルでは、全店舗順位付け方式による差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠くとの理解で一致しており、一貫してこうした見解に基づく処理が行われているといえる。

(2) 高裁の決定例における不統一

(a) 以上のような執行裁判所による却下決定に対し、これに対する執行抗告においては、高裁の判断に統一がとれていない。特定性をめぐって肯定・否定の多数の決定例が存しており、ここでは、その理由を中心に、代表的なものについてのみみてみることにする。⁽⁷⁾

東京高決平成二三年三月三〇日（金法一九二二号九二頁）は、肯定例の代表的なものである。請求債権は損害賠償請求権一二五万余円であり、四つの銀行に対して金額を割り付けた上で、各銀行については店舗を限定せずに、債務者が第三債務者（銀行）に対して有する預金債権のうち「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」等の順位を付けた方式（支店間支店番号順序方式）を用いている。これについて、「預金債権の特定の程

度は、差押債権者と第三債務者である金融機関の負担の公平な分担という観点に照らし、差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、第三債務者において、通常想定される業務内容等を前提として、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、差押えの目的物となる債権を確定することができる程度に表示されていることを要するものと解するのが相当であり、さらに、上記差押債権の表示の解釈に当たっては、差押債権者において差押債権の特定のためにすべき調査を尽くしたかどうかについても考慮して判断するのが相当である」と述べた上で、大部分の金融機関が顧客情報管理システムにより「債務者の預金の存在、債権額等について全支店の検索をかけることが可能であると推認される」ところ、本件第三債務者は「いずれも我が国において最大手の金融機関であり、上記各金融機関と同等以上の検索機能を備えた顧客情報管理システムを備えていると推認されること、本件申立てにおいては、抗告人は、システムによる検索を前提として相手方の生年月日、ふりがなを明らかにしていること、抗告代理人による弁護士会照会に対して銀行二社が回答を拒絶した理由は、相手方の同意が確認できない旨であり、検索の困難性をいうものではないこと……などを総合考慮すると、(銀行が)差

押えの目的物となる預金債権を識別して支払いを停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないといふべきである(傍線筆者)」とした。

(b) 他方、東京高決平成二三年三月三一日(金法一九二二号九九頁)(同じく支店間支店番号順序方式である)は、差押債権の特定を否定したものである。請求債権は不当利得返還請求権二二五万余円であり、差押債権の表示として、店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」等の順序に従い、請求債権額に満つるまでとしている。ここでは、まず金融機関の有する名寄せシステムについて、「これは預金保険事故が発生した場合に備えて構築されたシステムであり、緊急時に特別な処理を行うシステムとして利用されているものであって、預金債権に対して差押命令が発せられた場合に対応することとは予定されていない。したがって、上記システムが存在するからといって、金融機関に検索の負担をかけないといふことはできない」としている。また、「取扱店舗を特定しない差押命令の申立てを一般的に許容すると、預金債権の検索的な利用を幅広く認めることになり、他の競合する差押債権者又は債権譲受人との間の均衡上の問題もあつて

相当ではな(い)上に、債権者は自らの債権回収のために相応の負担を甘受すべきであるとし、「取扱店舗を特定せずに預金債権に対する差押命令の申立てをすることができれば、債務者の責任財産を発見してこれを執行の対象とすることが容易になり、便宜であるが、差押債権の特定は第三債務者等の識別の容易性という観点から要求されるものであるから、申立債権者に上記のような事情があるからといって、預金債権に対する差押命令の申立てが本件申立てに係る限度で足りるといえることはできない(傍線筆者)」と述べている。

なお、肯定例の多くは、基本的に、前記の裁判例が示すような利益衡量を行った上で結論を導いているという点に、特徴を見ることができ。

(c) ちなみに、差押債権の特定のために債権者が弁護士会照会(弁護士法二三条の二)を利用したが、これに対して、第三債務者(金融機関)が回答しなかったことについて、差押債権の特定を判断する際の考慮要素にするか否かをめぐっては、本決定と同日の最高裁決定(平成二三年(第)第三七号)(金法一九三一号三五頁)が、以下の原審東京高決平成二三年六月一四日(金法一九三一号三六頁)の判断を維持している。すなわち、「抗告人は、……差押債権

の表示に取扱店舗の記載がないのは、照会請求に応じないという第三債務者の違法な対応の結果なのであるから、その不利益を抗告人に帰せしめるのは公平でないと主張するしかし、……債権の特定が求められている本来の趣旨及び差押債権者の利益ないし負担と第三債務者の負担の公平な分担という考慮からするならば、差押債権の表示に取扱店舗の記載がないものは、債権の特定を欠くと評価せざるを得ないものであつて、このことは、第三債務者が照会請求に応じたか否かによつて異なるものではない。」との判断を維持しており、このことからするならば、「差押債権の特定の有無は、差押債権の表示それ自体を基準とすべきであつて、当該事案における第三者の個別的な対応如何によつて判断を異にすべきではない」というのが最高裁の立場であると考えられる。

(3) 分析の視点

以上の裁判例等におけるそれぞれの理由づけからみて、1 決定及び2 決定の分析においては、次の諸点に即して考へる必要がある。すなわち、①債権者と第三債務者との間における社会通念上合理的と認められる時間と負担の公平な分担、②金融機関の顧客情報管理システムや、預金保

険制度における「名寄せシステム」による問題解決の可能性と妥当性、③債権者が弁護士会を介して差押債権の特定を試みる努力の評価、④差押債権の特定の緩和によって生じうる預金債権の探索の危険性などであり、この他に、⑤第三債務者の二重払いの危険性の回避や、⑥立法上の課題としての財産開示制度の充実、等々である。そこで、次に、こうした諸点に即して、これまでに述べられている見解を整理しながら、若干の検討を加えてみたい。

四 一連の高裁決定及び本件最高裁決定をめぐる諸見解

(1) 顧客情報管理システムをめぐる

右にあげた分析の視点のうち、②におけるシステムによる問題解決の可能性をめぐる結論が、①における差押債権者と第三債務者との負担の問題に対しても直接に関係しているのも、前者(②)の視点を中心に眺めながら、後者(①)の問題をも考えてみることにする。

(a) まず、顧客情報システム(CIFシステム)の整備による債権の特定の可能性について、いくつかの見解が表明されている。すなわち、一方で、「金融機関によっては本店での操作では支店の預金の異動を制御できないシステムになっているところもあるし、それが可能なシステムを

保有する金融機関においても、預金の支払停止という重大な効果を伴うオペレーションの可否について、システム上から得られる限られた情報だけを基に判断するわけにはいかず、当該支店に照会して、必要に応じて元帳(預金印鑑届)等も参照しながら差押債権者と預金者の同一性を確定し、支店において支払停止の操作をするというのが多くの実情と思われる。それ故、差押対象の預金が複数の支店に及ぶようなことになれば、預金の支払停止が完了するまでに相当の時間と手間を要することは避け難い。この現状を踏まれば、債権者の権利実現の確保という一方の強い要請を考慮したとしても、全店一括順位付け方式では差押債権の特定に欠けると判断されるのは、やむを得ないものと考えられる。⁽⁸⁾との、特定を否定する見解が存している。また、名寄せシステム(一銀行で預金者の預金の合計額を特定する作業)(預金保険法五五条の二第四項)をめぐることも、同様に、「これが」あるからとはいえ、毎日のように、変化する顧客データの変化に対する追従度には届け出に対する強制力を有しない金融機関としてはおのずと限界があり、差押債権の特定のようなリアルタイムに対応できる完全性までも保証しているものとは言い切れない面も考えられることから、本人を特定する方法はカナ氏名、

漢字氏名、現住所、生年月日等が考えられるが、いずれの方法を採用するとしても、金融機関が保有する個人情報、前述のとおり必ずしも最新かつ完全であるという保証がないという現実を考慮すると、『全店を対象とする』指定においては、『支払いを停止するまでに要する時間と負担は社会通念上合理的な範囲を超えるものではなく、差押債権を特定できると認めることができる』との東京高裁における判断に少なからず違和感を持たざるを得ません。⁽⁹⁾とされている。

(b) しかしながら、他方で、「第三債務者の負担および危険の有無・程度が差押債権の特定を欠くと言わなければならぬほどに過大なものとなるか否か」という観点から、従来から特定を肯定されていた支店別・預金債権限定方式、支店別・預金債権順位付け方式と、本件で問題となっているような、支店間・支店順位付け方式、さらには支店間・番号順位の比較して、双方の間に格別の相違はないとの認識の下に、顧客情報管理システムを差押債権の特定に利用することを肯定する見解も主張されている。すなわち、顧客情報管理システムは、差押債権の識別ないしその支払停止のために導入・整備されているわけではないため、「その転用は、差押債権者と差押債務者という対立当事者

の一方の当事者に利するという結果となるだけであるから許されないという反論が予想される。しかし、名寄せシステムはともかく、顧客情報管理システムは、例えば、金融機関が預金債権の種類を増やし、顧客から獲得した預金高を増やす反面、当該顧客に信用不安が生じた場合には、当該顧客に対する貸金債権と当該顧客の預金債権とを相殺して、貸金債権が回収不能になるリスクを防止するためにも利用することを予定しているのではないかと解される。そのリスク管理と、当該顧客が預金債権の差押えを受けた場合に、第三債務者として二重払いを防止し、債務不履行責任を免れるために差押債権の識別とその支払停止とを迅速かつ、適正に行うことも、金融機関のリスク管理としてみれば、径庭がないはずである。前者に顧客情報管理システムを利用するのに、後者にこれを利用するのが制限されると解する根拠はないように思われる。⁽¹⁰⁾と述べている（これを踏まえて、高裁決定における事例は、いずれも差押債権の特定に欠ける箇所はなく、申立てを認容すべきであったとしている）。

(c) もつとも、このようなシステムについては、「仕様、登録の仕方、照会の手順・範囲、検索能力等は金融機関によってかなりばらつきがあり、どのような調査がどの程度

の時間でできるかは一概に言えないとされています。……以上のような金融機関の顧客情報システム(ただし、金融機関によってシステムは異なる)を前提に、金融機関が差押債権の識別をするための負担を過大なものと評価するか否かが問題となり、この点が高裁の決定例の判断の分水嶺目であったとみる見解もあり、筆者としては、むしろ、このような評価が妥当なものではないかと考える。

また、第三債務者の負担をめぐって、第三債務者一般について論じるのではなく、個々の主体ごとに典型的に検討することを指摘した上で、「ただ、いずれにしても、第三債務者の債務管理の現状を前提にすることには合理性があり、債権差押えのためだけに特別の債務管理態勢の導入の義務を措定することは原則としてできないと考えられよう。」と述べて、「社会的な観点からすれば、第三債務者がそのような取引形態によって得ている利益をも考慮に入れ、それによって一定のあるべき債務管理の態勢が要請されるということもあり得るかもしれないが、法的な意味で一定の債務管理態勢を前提に(差押債権の―筆者)特定の有無を判断するという手法はやはり困難であろう。」と論じるものもある。⁽¹²⁾

いずれにせよ、現在の顧客情報管理システムの下では、

顧客のすべての預貯金口座及び残高が直ちに完全に把握できるようにコンピュータ管理がなされているわけではなく、また、前掲(b)の見解が直ちに妥当するものともいえない。したがって、これらを前提とした場合、1 決定のいう、「差押えの効力が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に」第三債務者が差押債権を速やかかつ確実に識別することができるか否かという点に焦点が絞られるであろうと考える。

(2) 差押債権の特定をめぐる債権者の努力

(a) すでに言及したように、差押債権者の弁護士会照会による特定の努力(顧客情報管理システムによる検索の便宜のために、債務者にふりがなを付したり、生年月日等を記載した差押債権目録を提出することも基本的に同様であろうが、(1)(a)において指摘済みであるので、省略する。)にもかかわらず、第三債務者側が回答に応じないことに伴い、差押債権の特定を欠く事態を生じた場合に、特定を肯定しようとする者は、債権者の権利実現と第三債務者の負担との比較衡量によっている(例えば、東京高決平成二三年三月三〇日金法一九二二号九二頁は差押債権者において差押債権の特定のためにすべき調査を尽くしたかどうか

についても考慮して判断するのが相当であるとし、また、東京高決平成二三年四月一日日金法一九二六号一一二頁も基本的に同様。すなわち、東京高決平成二三年六月二二日（金法一九二六号一二四頁）は、「原告人は、相手方に対する損害賠償請求権につき債務名義を得ながらその履行を受けられないため、相手方が第三債務者らに対して有する預金債権の差押えを試みたところ、第三債務者Z₂からは弁護士法二三条の二に基づく照会に対する回答を得られないために、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にある。他方、第三債務者Z₂が弁護士法二三条の二に基づく照会に回答しなかったのは、相手方の同意がないことを理由とするものであって、預金の有無等の調査が不可能又は著しく困難であることを理由とするものではない。そして、他の第三債務者らが上記照会を受けて相手方の預金の有無等につき調査を行って回答したことに照らすと、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内での調査が十分可能であったと解される。そうすると、第三債務者の負担が過重であるという理由をもって、差押債権の特定に欠けるところとして本件申立てを却下することは相当とは解されない。」と述べている。これが、本件Z事件における判断枠組みはもとより、その結論においても基本的に同様である

ことはいうまでもない（この点をめぐって、1事件を含む最高裁のスタンスについては、三(2)(c)参照）。

(b) しかしながら、弁護士会照会の本来の目的、すなわちこの制度が、刑事弁護や各種事件の被害者救済活動において公益実現のために利用されるべきものであって、依頼者の私的利益の追求のために用いられることになれば、本来の公的性格から乖離してしまうという疑問はさておいても、金融機関の顧客に対する守秘義務との関係において、次のような疑問を払拭し切れないことも確かである⁽¹⁾。すなわち、弁護士会照会を受けた金融機関にとっては、「照会事案」ごとに個別具体的に検討し、①報告によって得られる公共的利益（真実の発見、社会正義の実現、裁判所の公正な判断の確保等）と、②これに対立する法益（個人の名誉、プライバシー、公務員等の守秘義務、捜査の密行性、通信の秘密等）を比較衡量し、②の法益を①に優先してまでも保護しなければならない場合には報告を拒否する正当事由がある」との基準が示されており、例えば、第三者の預金口座の取引履歴開示を求める弁護士会照会があった場合に、給与の振込額、借入先、借入金額、毎月の返済額等の情報については、口座名義人にとっては一般に開示されたくない情報であって、プライバシーの保護との

関係で金融機関としては守秘義務を負う事項として開示を拒むことになる。⁽¹⁵⁾ そうした意味において、金融機関が弁護士会照会に対して応じなかったという一事をもって、差押債権の特定を緩和してもよいとすることは否定的にならない。加えて、文書提出命令の発令に際して、第三者には審尋があり(民法二二三条二項)、また、提出命令に対して即時抗告が認められているが、弁護士会照会にはそうした異議申立等は存在しない。したがって、こうしたことからすると、弁護士会照会による差押債権の特定の努力を評価するとしても、これを中軸として、差押債権者と第三債務者との間の利益衡量によって直ちに差押債権の特定の緩和の方向に肯定的となることは、必ずしも適切とはいえないのではなからうか。

(3) 二重払いの危険性等について

(a) さらに、第三債務者から債務者に対してなされた弁済は民法四七八条によって保護され、また、第三債務者の民法四八一条による責任は同条の柔軟な解釈を通じて対応が可能であるし、さらには、第三債務者が差押債権を識別するまでの間、差押えの対象外の債権の支払いを遅延したとしても債務不履行責任を問われることはない、との主張⁽¹⁶⁾

をめぐっては、田原裁判官の補足意見が次のような指摘をしている。すなわち、民法の前記条文に関する論議が十分でないことはもとより、「普通預金口座(総合口座)における A T M が普及している今日、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、第三債務者である金融機関が債務者の預金につき A T M の利用を停止し、結果的にその対象預金が差押えの対象外であった場合には、債務者の不利益の問題が生じ、他方、結果的に差押えの対象であった預金がある間に A T M により払い出された場合には、民法四八一条による責任の有無の問題が生ずる。また、差押債権に当座預金が含まれている場合には、差押債権の識別作業中、当該当座預金を支払口座とする手形、小切手の決済を如何にするかという信用秩序に影響を及ぼしかねない問題をも生じかねないのである。」と。

もっとも、一般的にはこの点を考慮要素とすべきであるとしても、本件の二つの事件においてどの程度重要視すべきものか否かについては否定的な見解も述べられており、⁽¹⁷⁾ これ以上の言及は避ける。

(b) この他に、先に示したような預金債権の探索の危険性も、⁽¹⁸⁾ 抽象的な危惧であるとしても払拭し切れないであろう。

また、最後に、立法論として、債務者の執行逃れを防ぐことを目的として、財産開示制度の充実が云々されるが、現状では、開示自体を強制するための手段はなく、開示義務の不履行に対する制裁も弱い（民法二〇六条一項一号）、開示機能に乏しい¹⁹⁾。また、仮に、弁護士会照会や調査嘱託に対する金融機関の回答義務を根拠付けようとしても、そもそも債権者と関係を持たない第三債務者を対象として、そうしたことが可能かどうかについては、十分な理論的検討を必要とするであろう。

五 本件の評価

(a) 以上を踏まえて、1事件決定及び2事件決定をめぐる評価、並びに、前者の射程の問題について、結論を簡潔に述べることにする。

まず、1事件の決定は、債権差押命令による差押えの効果は差押命令が第三債務者に送達された時点で生じ、差押えの競合もこの時点を基準としていることに鑑みて、「民事執行規則一三三條二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、

確実に、差し押さえられた債権を識別することができるとの必要なないと解するのが相当」であるとし、その識別を上記のように行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができず、競合する債権者等の利害関係人の地位が不安定になりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容できないとする。

本件でその適法性が問題となった方式による差押債権の表示は、先順位の店舗の預金債権の額が差押債権額に満たないときは、後順位の店舗の預金債権を順次差押債権とするという形で、いわば予備的に債権の差押えをするものであり、仮にこうした表示であっても、差押債権の表示として足りるとした場合には、競合する差押債権者間で、どの範囲において差押えが重複するかどうか等をめぐって、不安定な状態を生ずることは否定しがたい。また、顧客情報管理システム（や名寄せシステム）によって第三債務者は差押債権の特定が可能であり、差押債権の特定をめぐりリスクを第三債務者に転化することもやむなしとの主張もあろうが、各金融機関においてそうしたシステムの構築につ

いてばらつきが存在することや、そうしたシステムが各金融機関のノウハウとして存在しているために統一化の障害になっていることなどを勘案すると、²⁰⁾現段階において、こうしたシステムは必ずしも効果的な対応策にはなりえないと考える。さらには、弁護士会照会等により債権者が差押債権を特定するためにした努力を評価して、第三債務者との公平を図ろうとすることについても——これをまったく否定するという趣旨ではないが——、先に示したような問題があることからして(四(2))、本件のような差押債権の特定の方式は、差し押さえられた債権を確実に識別することができるとはいえず、結局、差押債権の特定を欠く不適法なものといわざるをえないであろう。

また、以上のことから、結局は、本決定は、本件の差押債権の特定について右の括弧に示した要件を満たしているものとはいえないと評価したものであり、差押債権の特定を緩和することを通じて差押債権者の権利実現の機会を確保しようとするよりも、第三債務者の法的不安定の回避にウエイトを置いて、債権執行において責めに帰すべき事由のない第三債務者の地位を差押債権者の地位よりもより厚く保護すべきものと考えたものと評価できる。²¹⁾

もつとも、筆者としては、以上のことから全面的に本決

定を支持することができるとは必ずしも考えていないということを付言しておきたい。なぜなら、差押債権者は、一方で債務名義を付与されながら、他方では、債権執行において第三債務者に責めに帰すべき事由がないことを理由に、いったんは認められた権利救済の途を閉ざされてしまっており、こうしたある種の矛盾が存していることを慮るならば、本決定について疑問を払拭しきれるとまではいえないからである。

これに加えて、右にみた顧客情報管理システムの現状を踏まえるならば、立法論ではあるが、本決定は、むしろ債務者の財産開示制度の充実の必要性を明らかにした点において、新たな問題提起をした決定でもあり、今後の課題を浮彫りにしたものであるといえる。

したがって、こうした意味で、若干の留保を付して、結論として、1事件の決定を肯定すべきものと考える。

(b) 次に、2事件の決定についてであるが、1事件との最大の違いは、「預金額最大店舗指定方式は、全店一括舗順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものである」という点にあり、「その上、本件の第三債務者らのような我が国を代表する金融機関においては、すべての店舗を通じて預金口座

の有無及び残高等の顧客情報を管理するシステムが確立していること一応認められること」が、差押債権の特定を肯定する決定要因になっており、事例判断としては、その結論は正しいものと評価することができよう。また、このような意味において、本決定は、1事件の最高裁決定の射程が預金額最大店舗指定方式には及ばないことを示したものであり、前記最高裁決定の射程を画するものとしての意義を有していると評価することができるであろう。

もっとも、ここでは、肯定例に特徴的な、利益衡量、とりわけ弁護士会照会を軸とする利益衡量を経た上で結論を導くという手法を加味しており、本決定がそうであるとはいえないが、この点に重点を置きすぎることは控えるべきであろう。すでに指摘したように、弁護士会照会を介して差押債権を特定する債権者の努力をめぐる評価に関しては、四(2)(b)に述べた通りであり、1事件における最高裁のこれに関する態度に照らしても、必ずしも照応していないからである。

(c) 最後に、本件最高裁決定の射程について触れておく。1事件は、差押債権の特定を否定する前提として、債権差押命令の申立てが、大規模な金融機関を対象とする申立てであつて、かつ、金融機関のすべての店舗を対象としてい

る、という二点において、従来から問題となつている多くの事例とは必ずしも同様であるといえない面がある。また、田原裁判官の補足意見も、あくまでも全店一括順位付け方式について述べているものであつて、こうしたいわば「きわめて網羅性の高い方式に限つての判断を示したものであつて、順位付け方式による差押えであつても少数の店舗のみを対象としたものについては、適法性を認める余地を十分に残している」と解さざるを得ない」という評価は十分にありえよう。すでに(b)において述べたように、2事件の最高裁決定は、1事件とは異なる順位付け方式について差押債権の特定を肯定しており、本最高裁決定によつて、一義的な解決が導かれるという保証はないであろう。

また、本最高裁決定の事例とは別の方式が問題となつた事例(例えば2事件)において、弁護士会照会をめぐる債権者と第三債務者との間の利益衡量的な判断枠組みを用いることの可否についても、なお検討の余地は残されているものと考えられる。

ちなみに、本件を典型例とする、取扱店舗を特定せずとする預金債権の差押えをめぐる金融実務の実態に関しては、必ずしも明確な把握がなされているとはいえない。⁽²³⁾ ながらも、このことが債権差押命令の申立てにおける差押債権

の特定の有無の判断基準の問題に対して混乱を与える原因になっていると考えられる。したがって、この種の包括的な実態把握を試みることが不可欠であり、また、個別事件においては裁判所が調査の嘱託（民訴法一八六条）をするなどの工夫をすることによって、実情の把握を前提とした判断が求められるであろう。

- (1) 鈴木忠一「三ヶ月章編『注解民事執行法4』」（一九八五年）三八四頁（稲葉威雄）、最高裁判所事務総局民事局『条解民事執行規則』（第三版）（二〇〇七年）四七五頁以下、西岡清一郎・畑一郎・上田正俊『民事執行の実務―債権執行編（上）』（二〇〇三年）八三頁以下。
- (2) 中野貞一郎『民事執行法』（増補新訂六版）（二〇一〇年）六六九頁以下。
- (3) 滝澤孝臣「銀行の複数支店の預金債権に対する差押命令の申立てと差押債権の特定」金融法務事情一九二八号（二〇一一年八月）六五頁以下。
- (4) 滝澤・前掲注(3)七四頁。
- (5) 東京地方裁判所民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金融法務事情一七六七号（二〇〇六年四月）二六頁以下、東京地方裁判所民事執行センター「東京地裁民事執行センター」

における平成二三年の事件概況等」金融法務事情一九四二号（二〇一二年三月）七四頁以下。

- (6) 高橋祐喜「大阪地方裁判所第一四民事部（執行部）の事件処理の現状」NBL九五四号（二〇一一年六月）七四頁以下、松田克之「大阪地方裁判所民事第一四部（執行部）における支店番号順位方式による預金債権差押命令申立ての取扱いについて」銀行法務七三八号（二〇一一年一月）一四頁。

- (7) 滝澤・前掲注(3)六五頁以下、笠井正俊「複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関する裁判例について」銀行法務七三三二号（二〇一一年七月）二三頁以下、堀口久「本最高裁決定（最高裁平成二三年九月二〇日決定）の概要と解説」銀行法務七三八号（二〇一一年一月）五頁以下、山本和彦「預金債権の差押えに係る債権の特定（最決平23・9・20）」現代消費者法一四号（二〇一二年三月）一〇七頁以下に詳しい。その他、奥国範「預金債権の（仮）差押えと取扱店舗の特定の要否―東京高決平成一七・一〇・五」NBL八三四号（二〇〇六年六月）三四頁以下、村田典子「複数店舗に順位を付した預金債権仮差押申立て」ジュリスト一三五六号（二〇〇八年五月）二二三頁以下、山木戸勇一郎「いわゆる全支店順位方式による預金債権差押えの可否（静岡地下田支決平二二・八・二六）」消費者法No11（二〇一一年六月）一一二

頁以下等参照。

(8) 堀口・前掲注(7)七頁。

(9) 小柳津一之「名寄せシステム上の問題点―実務の現場から」銀行法務七三二号(二〇一一年七月)三五頁以下。

(10) 滝澤・前掲注(3)七六頁。

(11) 笠井・前掲注(7)二八頁。

(12) 山本・前掲注(7)一一二頁。

(13) 堀口・前掲注(7)七頁。

(14) 山下実紀「弁護士会照会に対する金融機関の回答義務に関する検討」銀行法務七三八号(二〇一一年二月)一六頁以下。

(15) 山本和彦「金融機関の取引明細表の文書提出命令」金融法務事情一八二八号(二〇〇八年三月)一〇頁参照。

(16) この点をめぐる議論については、「座談会・複数支店の預金に対する(仮)差押え(下)」金融法務事情一七八四号(二〇〇六年一〇月)一九頁以下、笠井・前掲注(7)二四頁、二九頁、中原利明「銀行の実務処理に理解を示してくれた決定」銀行法務七三八号(二〇一一年二月)九頁等参照。

(17) 山本・前掲注(7)一一二頁参照。

(18) 阿部耕一「取扱店舗を特定しない(または複数の支店を特定範囲とする)預金債権の差押えに対する金融実務の実情―全銀協アンケート調査結果をもとにして」金融法務

事情一七七一号(二〇〇六年五月)三〇頁以下、特に三四頁、三上徹「全店差押えと実務の実情」金融法務事情一九三一号(二〇一一年一〇月)四三頁、笠井・前掲注(7)二九頁。

(19) 中野・前掲注(2)八三二頁。

(20) 中原・前掲注(16)九頁。

(21) 山本・前掲注(7)一一二頁は、「本決定の最も注目すべき点として、差押債権者の視点が欠如していることがある。」とし、「第三債務者の地位を決定的に重視する。」ものと評価している。もっとも、他方で、「最高裁判所の事実認定を前提にすれば、本件の結論については、やむを得ない面があると考えられる。」とも述べている。

こうした結論について、高田昌宏「差し押えるべき債権の特定」『民事執行・保全判例百選』(第二版)(二〇一二年三月)一〇二頁は、「債務者の執行逃れを助長することにもなり、権利実現を目的とする民事司法の機能不全を招くものである。」としている。また、関連して、本件の抗告理由書(民集六五卷六号二七五三頁)をみると、債権者は、債務者から一二〇〇万円を超える詐欺被害を被ったのであり、その債権の回収を目的としていることが付言されている。

(22) 堀口・前掲注(7)七頁。小原将照「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」

ジュリスト一四四〇号(二〇一二年四月)一三七頁は、「本決定の射程は明確ではない。」とする。

(23) 阿部・前掲注(18三〇頁以下において全銀協アンケート調査結果に基づいて実状が紹介されているが、必ずしも最近のものとはいえない。

* なお、本決定については、高田・前掲注(21)一〇二頁、小原・前掲注(22)一三七頁、小林明彦「最三小決平二三・九・二〇に寄せて―実務家からのコメント」金融法務事情一九三二号(二〇一一年一〇月)三九頁、岡本雅弘「最高裁判定と残された問題」金融法務事情一九三二号(二〇一一年一〇月)四四頁以下、古賀政治「最三決平成二三・九・二〇が示した差押債権の特定の意義」金融・商事判例一三七八号(二〇一一年一月)一頁、臼杵善治「いわゆる全支店間順位付け方式による債権の差押えについて、差押債権の特定を欠き不適法であるとされた事例(最三小決平二三・九・二〇金法一九三二号三三頁)」ビジネス法務二〇一二年一月号一〇三頁、三上徹「全店差押問題に第二ラウンドがあるのか」金融法務事情一九三三三号(二〇一一年一月)一二頁以下等々、多数の検討があるが、割愛せざるをえなかった。

また、初校段階で、池田曜生「預金債権の差押えの特定」銀行法務七四五号(二〇一二年六月)一八頁以下に、

また再校段階で、大橋弘「債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定」判例評論(二〇一二年七月)六四一―六四二頁以下(判例時報二一四八号一六八頁)及び野村秀敏「一 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定の有無の判断基準 二 大規模な金融機関のすべての店舗または貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ての適否」私法判例リマークス四五号(二〇一二年(下))一一四頁以下に接した。

春日 偉知郎